

別表1 緊急防災組織(令和6年度)

組織			場所	第1日	第2日～	第8日～
対策本部	本部長	校長	校長室	全体指揮 情報収集 外部諸機関との折衝 県教委へ被害・対応 措置報告	全体指揮 情報収集 外部諸機関との折衝 県教委と協議・調整	全体指揮 情報収集 外部諸機関との折衝 長期課題の協議 授業再開に向けた調整
	副本部長	夜間部 教頭				
		午前・午後の部 教頭				
		事務長				
緊急対策委員会	本部長、副本部長、各学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭					

生徒対策部	昼間部教頭、夜間部教頭		職員室	指揮・調整	指揮・調整	指揮・調整
	物品搬出班	○教務主任 教務部専任 24年生担任		災害情報収集 ライフライン状況調査 交通状況調査	二次調査	生徒メンタル支援 授業一部再開 ボランティア活動
	避難誘導班	○生徒指導主事 23年生担任		生存確認 生徒被災状況調査 避難誘導 帰宅指導 保護者引渡し	生存確認 生徒被災状況調査	
	初期消火班	○生徒指導部 専任 22年生担任		生存確認 生徒被災状況調査 校内被害状況調査 危険区域閉鎖	二次調査	
	安全点検班	○進路指導主事 進路指導部専任 21年生担任		生存確認 救護 生徒被災状況調査	救護 生徒被災状況調査	
	救護班	○保健主事 保健部専任 学校労務員 学校司書		連絡調整	連絡調整	連絡調整
生徒対策委員会	副本部長、各班長、生徒会顧問、養護教諭					

住民対策部	情報連絡班	○事務長 事務部 ものづくり工学科 主任	事務室	避難誘導 被災者情報把握 自治体対応・受付 必要物資 (確保・管理・分配)	保安対策	避難所縮小
-------	-------	-------------------------------	-----	---	------	-------

○印は班長

別表1-2 緊急対策要員(学校より、およそ8km以内に在住)

谷口、植村久、藤浪、大西康、井上、余谷、中北、寺田、中村浩、山本

別表1-3 地震発生時における災害配備体制(緊急動員計画)

県内に震度5強以上の地震が発生した時の非常態勢について、下記のとおりとする。

	勤務時間内(在校)	勤務時間内(校外)	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに帰校し配備につく	直ちに出勤し配備につく
一般教職員			できる限り早期に出勤し配備につく

地震防災に対する平時からの心得(生徒版)

- (1) 地震の時は慌てて校舎外に飛び出すことなく、揺れがおさまるまで倒れやすい戸棚や窓ガラスから身を離し、天井などからの落下物などから身を保護するため机の下などに身を寄せ安全を確保する。
- (2) 津波被害が想定される場所に居る場合は、すみやかに高台や建物の高層階等に避難する。
- (3) 各室の火気については、火気・危険物・電気器具等責任を持って処置し二次災害を防ぐこと。
- (4) 避難にあたって、生徒は秩序正しく誘導教員の指示に従って避難すること。

通学時及び在宅時の場合

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表されたとき、学校は1週間程度の臨時休業とするので、生徒は家族と共に行動すること。
- (2) 市町村の広報・消防団・警察官等からの指示に従って行動し、地震がおさまった後、可能な手段で学校と連絡をとること。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき、登校は暴風警報解除時の規定に準じる。

安否の連絡方法について

もし、在校時以外や家族と離れた状況で震災にあった場合、通常の電話や携帯電話の回線が制限されるので、自分の安全を学校や家族へ知らせるために、以下の方法をとるとよい。

- (1) 災害伝言ダイヤル「171」の利用

「171」にダイヤルした後、「1」を押して、自宅の番号をダイヤルしてメッセージを録音する。聞かるときは「171」のあと「2」を押して、自宅の番号をダイヤルするとメッセージが聞ける。

※ ただし、自宅から自宅へはかけることができないので、公衆電話や隣の家にお問い合わせの方法をとればよい。

- (2) 遠くの親戚に電話を入れて、家族からかかってきたら、自分のいる避難所を伝えてもらうよう頼んでおくことよい。



>~~~~~>
チェーンメールを受け取った際は、転送は止めてください！
<~~~~~<

報道や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源で真偽を確かめ、チェーンメール等に惑わされないようにしましょう。

地震防災に対する平時からの心得（職員版）

1 地震発生時における学校の災害配備体制について（別表 1－3「緊急動員計画」）

県内に震度 5 強（5＋）以上の地震が発生したときの非常態勢について下記のように定める。

	勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに帰校し配備につく	直ちに出勤し配備につく
一般教職員			できる限り早期に出勤し配備につく

2 南海トラフ地震臨時情報への対応

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

日ごろから地震への備えを再確認する。情報収集に努める。平常どおり過ごす。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

情報収集に努める。状況に応じて下校や休校の措置を講じる。

避難者の受け入れ準備等を行う。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

情報収集に努める。学校災害対策本部を設置する。避難者の受け入れを行う。

1 週間程度の休業することを基本とする。

（4）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき

日ごろから地震への備えを再確認する。

3 本校における生徒に対する指導

別紙「地震防災に対する平時からの心得（生徒版）」に基づき指導する。

4 教職員の緊急配備について

在校時の場合（緊急配備）

（1）地震の時は慌てて校舎外に飛び出すことなく、揺れがおさまるまで倒れやすい戸棚や窓ガラスから身を離し、天井などからの落下物などから身を保護するため机の下に身を寄せるなどの安全確保を指示する。

（2）津波被害が想定される場合は、速やかに 3 階または屋上への避難を指示する。校舎が倒壊等の恐れがあり、危険と思われるとき、また土砂災害が発生したときは、倉田山公園方面へ避難する。

（3）各室の火気取締責任者は、火気・危険物・電気器具等責任を持って処置し二次災害を防ぐ。

（4）避難にあたって、生徒が秩序正しく避難できるよう、危険箇所に立つなどして、安全に避難するよう指導する。

（注）屋上への出入口・音楽準備室等必要なカギを携帯する。

出張時の場合

（1）安全に留意し、直ちに帰校し配備につく。

勤務時間外の場合（出勤・帰宅時、夜間、学校休業日等）

（1）家族等の安全を確認した上で、できる限り早期に出勤して配備につく。

※（管理職）家族等の安全を確認した上で、直ちに学校に出勤し配備につく。

（2）夜間、学校休業日等の災害直後の学校にあって、校長等管理職の到着までは、別表 1－2「緊急対策要員」により対処する。

<別紙 3> 地震等発生時における対応

①授業時（校舎内）

※点線かっこ内は生徒の行動基準

予 想 さ れ る 状 況	対 応
○天井・壁などが破損したり、本棚・下駄箱・ロッカーなどが倒れたり、蛍光灯・時計などが落下したり、時にはデジタルテレビなどの設置物も落下範囲が数メートルに及ぶこともある。	・近くの窓・壁と反対側に顔を向けて、机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。 机の下に潜り、脚をもつ。 ・身を隠すところがない場合は、近くにあるカバン・書籍などで頭部を保護させ出来るだけ低い姿勢をとらせる。
○窓ガラスが破損し飛散する。大きな破片は時によっては、風のよう数メートルほど室内を飛ぶこともある。	頭を守る。 ・ドア・窓を開け、脱出口を1か所以上確保する。 主振動が収まるまで、行動しない。
○理科教室の薬品、薬品棚などの落下・転倒によるガスの発生や発火の恐れ、調理教室のガス管の破裂、ガスコンロの引火、ガス漏れによる爆発等が起こりやすい。	・火気使用中には、火災の発生や火傷の防止に努める。ガスの元栓を閉める。電気器具等のコンセントを抜く。
○図書室では、特に本棚・ロッカーの転倒及び本の落下が相次ぎ、音楽室ではピアノ・デジタルテレビ等が転倒する。また、スピーカー・楽器類が落下する。	・頭を守りながら、各部屋の中央部でしゃがむ。

②授業時（校舎内）

予 想 さ れ る 状 況	対 応
○体育館では、ガラスが飛び散り、照明器具・天井固定器具等が落下散乱する。また、体育館東側の法面崩落により、体育館の破損や、体育館に岩や土砂が流入する。	落下物に注意し、体育館の西側扉から外へ避難する。 ・ 負傷者の有無を確認し応急処置を行う。 ・ 教職員が状況を確実に把握したうえで、適切な避難経路を落ちついて明確に指示する。その際、勇気づけ安心させるよう心掛ける。 ・ 被害状況によっては避難順序や経路も変更せざるを得ない場合が生ずるので、状況に応じて柔軟な処置をとる。
○激しい揺れのため、自然に閉まった防火扉や非常扉が歪みを生じ、開閉がきかなくなる。	煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、なるべく低い姿勢で避難する。 あわてて外へ飛び出さない。
○不安や恐怖で泣き叫び、騒ぎ立てて教師の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、失禁したりもする。自分勝手に行動し始め、パニック状態になる。 ○教師自身が動けなくなる。	・ 自分勝手な行動をとらせないようにする。 ・ 順序よく誘導する。 その際、出席簿、名簿等を携行する。

③休憩時

予 想 さ れ る 状 況	対 応
○自由時間のため、自分勝手な行動による混乱が一層起こりやすい。 ○廊下や昇降口等では、掲示板・窓ガラス等の落下、ロッカー・下駄箱、戸棚類の転倒が起こる。 ○体育館東側の法面崩落により、体育館の破損や、体育館に岩や土砂が流入する。 ○教師が近くにいないため、不安や恐怖をより強く感じ、奇声を発したり、泣き叫んで走りだしたり、また外へ飛び出したり、なかには、勝手に帰宅する生徒も出てくる。 ○激しい揺れのため、防火扉が閉まり、避難するのに障害が出る。また歪みを生じたり戸、窓、扉、非常口の開閉が困難になる。	・ 所定の教室等へできる限り早く駆けつけ生徒の掌握に努める。 ・ 放送等で安全な避難場所及び避難方法等を明確に指示する。 (廊下) 窓ガラス、蛍光灯の落下、ロッカーの転倒に注意して、中央部で身を低くする。または、教室の机の下に潜る。 (階段付近) 転げて落ちないように注意して、頭部を保護しながら低い姿勢をとる。 (体育館) 落下物に注意し、西側の扉から外へ避難する。 (トイレ) 使用中はドアを開いて動かずにいる。 (屋上) 中央部に集まり身を低くする。また、勝手に階段を降りない。 (玄関) 壁・柱に身を寄せ、頭部を保護しながら身を低くする。 ※原則として教師が到着するまで、または、指示があるまでその場で待機するが、状況によっては対応を自己判断する。 ・ 負傷者の有無を確かめる。

④ 授業時（校舎外）

予 想 さ れ る 状 況	対 応
○破損ガラス・かわらなどの落下、飛散が起こる。	・落下物に対して頭を守らせ、建築物から身を低くして速やかに離れ、運動場や駐車場等の中央部に集合させる。
○運動場の東側・西側の法面が崩落する。	落下物から身を守るため、頭を保護しながら、液状化部分を避けて、運動場の中央部へ行く。揺れが激しい場合は這うか、あるいは転がってでも、直ちに建築物から少しでも遠くへ離れる。
○土壁、ブロック塀、バックネット、サッカーゴールの転倒、倒壊が起こる。	
○学校の立地条件によっては、地割れ、液状化による土砂の噴出、地滑り、崖崩れ、浸水、津波、爆発、大火災等が起こる。	・勝手に校外へ出たり、忘れ物をとりに校内へ入ったりさせない。 ・教師から離れないで行動させる。
○揺れが激しいと不安や恐怖が高まり、自分勝手な行動をとりパニック状態に陥る。	・集合したら人員の把握に努め、みだりに教師から離れないようにさせる。人員も未確認のまま保護者等に引き渡しをしない。
○避難住民や生徒の保護者などにより大混乱となる	・第2次避難場所への避難が必要となった場合は、避難場所及び経路そして方法について明確に指示を出す。

⑤ 校外活動時

予 想 さ れ る 状 況	対 応
○車両の脱線・転覆、建物・ブロック塀等の倒壊、看板等屋外設置物の落下、道路の陥没、高架橋・歩道橋等の落下、自動車の事故、ガラス破片の飛散、ガソリンスタンド等の爆発などによる危険が生じる。	・教師から離れず集団で行動し、自分勝手な行動をしない。 ・倒壊や火災・爆発の恐れのある建物や場所から素早く遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、落下、倒壊物に注意し、素早く広い場所に出させる。
○海岸地域では津波、河川の堤防の決壊地盤沈下による浸水、山間部では崖崩れ等が起こる。	・海岸では津波、山間部では崖崩れに注意し、安全な場所へ避難させる。 なるべく早くその地点から遠ざかる。
○家庭より離れていること、教師が少ないこと、土地に不慣れなことによる不安や流言飛語に惑わされたりして、心理的動揺をきたし混乱が生じる。	電車、バス等に乗車中は乗務員の指示に従う。 教師の指示をよく聞き行動する。
○開放的気分になっていることが多く、とっさの指示が徹底しがたく、生徒の掌握が非常に困難である。また、居所不慣れも手伝って、なおさら混乱がひどくなる。	・宿舎において、万一の場合を想定しての避難方法等について、必ず事前に指導しておく ※教師は落ちついた態度で明確に指示し、生徒に不安と恐怖を与えない。なお、二次災害の発生を含め、事前に実地踏査によって、地理、地形、建物等を確認、危険箇所の点検等、安全対策の万全を期することが肝要である。

⑥ 緊急点検等について

1. (南海トラフ)地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意等)が発表された場合、下記のとおり点検等を行う。

① 倒れやすいものがある場合は、倒しておく。

② 引き出しや扉の開き防止のための施錠を行う。

③ 点検等を行う項目

- ・避難経路における避難障がいの有無
- ・校舎及び体育館等の天井のはく落、落下のおそれがあるたるみ、ひび割れ、傾き、ぐらつき
- ・内外壁のはく落、落下のおそれがあるひび割れ、浮き上がり
- ・ロッカーや書棚、薬品棚、P C等のO A機器、展示物等の異常の有無及び固定状況、傾き、ぐらつき
- ・柱、内外壁、床等の欠損、ひび割れ、脱落等
- ・防火扉、消火器等の状況
- ・水道や危険物等の漏れ、あふれ、飛散
- ・窓ガラスの割れ等の異常の有無
- ・トイレの異常の有無
- ・放送機器、照明器具、空調機器の異常の有無
- ・エレベータの異常の有無